

平成十九年十二月三日提出
質問第二九一号

外務省における白紙領収書作成についての起訴休職外務事務官の発言に関する再質問主意書

提出者 鈴木宗男

外務省における白紙領収書作成についての起訴休職外務事務官の発言に関する再質問主意書

「前回答弁書」（内閣衆質一六八第二五五号）を踏まえ、再質問する。

- 一 起訴休職外務事務官の佐藤優氏が、株式会社アスコムより発行された鈴木宗男衆議院議員との共著「反省 私たちはなぜ失敗したのか？」の六十九頁と、講談社より発行されている「現代」二〇〇六年九月号に掲載されている「最強の『情報分析官』による懺悔の告白 外務省『犯罪白書』四 私が手を染めた『白紙領収書』作り」との見出しの論文で、かつて外務省で佐藤優氏自身が当時の直属の上司である原田親仁現欧州局長より、マスコミ関係者に対して白紙の領収書を渡していたことを明らかにする旨の記述（以下、「記述」という。）をしていることについて、「前回答弁書」では「外務省において御指摘の『白紙領収書』が作成された事実は、確認されていない。」との答弁がなされているが、右の答弁書でいう「確認されていない」とは、白紙領収書作成の事実が①あった、②なかった、の①、②のどちらでもなく、「あつたかなかつたかはつきりわからない」、つまり、外務省としては定かではなく、明確にその事実を否定できないということを述べていると理解して良いか。確認を求める。

- 二 「前回答弁書」では、「記述」に対して「御指摘の記述については、外務省として御指摘の職員に対し

て意見を伝えた。」との答弁がなされているが、外務省は「記述」について佐藤優氏に具体的にどのような意見を伝えたのか明らかにされたい。

三 二の外務省からの意見に対し、佐藤優氏はどのような返答をしたのか明らかにされたい。

四 「記述」について、外務省より株式会社アスコムまたは講談社に何らかの意見を伝えたか。

五 四で、伝えていないのならば、その理由を明らかにされたい。

六 「前回答弁書」では、「記述」に関して、原田親仁欧州局長が当時佐藤優氏に白紙領収書の作成を命じたという事実があるかどうかという問いに対して、「外務省として、御指摘の局長に確認したところ、御指摘の事実は確認できなかった。」との答弁がなされているが、では原田親仁欧州局長に対する確認（以下、「確認」という。）につき、①「確認」が行われた日にち、②「確認」を行った場所、③「確認」を行った人物の官職氏名、④具体的にどのような文言で原田局長に「確認」がなされたか、⑤「確認」に対して原田局長は具体的にどのような回答を行ったかの右の五点につき、詳細かつ明確な答弁を求める。
右質問する。